

(平成21年6月10日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認山梨地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
国民年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和42年1月6日とし、資格喪失日に係る記録を43年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、昭和42年1月から同年9月までは1万6,000円、同年10月から43年6月までは1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年1月6日から43年7月1日まで

私は、地元の会社を退職後、当時、A社に勤務していた同郷の知り合いから紹介されて上京し、同社に入社した。彼女と同じように勤務し、社員寮も一緒だったにもかかわらず、私だけが厚生年金保険に加入していないということに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、A社に昭和42年1月6日から43年6月30日まで継続して勤務していたことは、同じ社員寮に住んでいた同僚の証言から確認できる。

また、当時の工場長は、「このころは人手不足であり、面接後その場で採用する場合も多く、採用した者は区別なく社会保険にも加入させていたのではないかと思う。」と述べており、事実、他の従業員の被保険者記録を調査したところ、2週間程度の短期間しか在職していない者でも被保険者資格を取得させていること、申立人及び同僚が証言した当時の当該事業所の従業員数と社会保険事務所の記録上の厚生年金保険被保険者数がおおむね一致することから判断すると、当時、当該事業所においては、ほぼすべての従業員が厚生年金保険に加入していたと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を

事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、当該事業所において、申立人と年齢が近く、ほぼ同時期に厚生年金保険の資格を取得した同僚の標準報酬月額から、昭和42年1月から同年9月までは1万6,000円、同年10月から43年6月までは1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所は既に全喪しており、事業主及び事務担当者の居所が不明である上、唯一連絡の取れた取締役（工場長）は会社運営や社会保険事務に関与していなかったため確認することはできないが、申立期間の被保険者原票の整理番号に欠番が無いことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考え難い。また、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者報酬月額算定基礎届や被保険者資格の喪失届も提出されていると思われるところ、いずれの機会においても、社会保険事務所が当該届出を記録しないことは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和42年1月から43年6月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成14年11月21日から同年12月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成14年11月21日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

申立人は、申立期間のうち、平成14年12月1日から19年1月1日までの期間に係る標準報酬月額の記録については、14年12月から15年3月までは20万円、15年4月から18年8月までは24万円、18年9月から同年12月までは22万円に訂正する必要がある。

なお、事業主は、平成14年12月から18年12月までの上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成14年11月21日から同年12月1日まで
② 平成14年12月1日から19年1月1日まで

申立期間①は、A社には8月21日から勤務しており、11月21日からの給与計算期間の社会保険料が控除されているので、厚生年金保険の資格取得日を11月21日にしてほしい。

申立期間②は、A社に勤務していた期間の標準報酬月額が入社時から当時の給与より低く届けられている。実際には、入社時の手取りが29万円で、その後35万円くらいであったので、15万円から16万円の標準報酬月額になっていることは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、雇用保険の加入記録から、申立人が平成14年8月

21 日から事業所に継続して勤務していたことが確認でき、賃金台帳から、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、賃金台帳において確認できる保険料控除額から、20 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、これを確認できる関係資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対し行ったか否かについては、これを確認できる関係資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

申立期間②について、申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定または決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、申立人の標準報酬月額については、事業所の賃金台帳において確認できる保険料控除額から、平成 14 年 12 月から 15 年 3 月までは 20 万円、15 年 4 月から 18 年 8 月までは 24 万円、18 年 9 月から同年 12 月までは 22 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主からの回答が得られず、保険料を納付したか否かについては不明であるが、賃金台帳において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所記録されている標準報酬月額が平成 14 年 12 月から 18 年 12 月までの申立期間の全期間にわたり一致していないことから、事業主は、賃金台帳で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から45年3月まで及び54年4月から60年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から45年3月まで
② 昭和54年4月から60年9月まで

私は、昭和36年4月ごろ、A市B区役所で国民年金の加入手続をし、保険料を納付してきたが、申立期間について未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人はA市B区役所で国民年金の加入手続をし、保険料を納付してきたと主張しているが、当時はC市に居住していたことが確認できることから、申立人の主張とは一致しない。

また、当時同居していたとする前妻の保険料納付記録にも昭和45年3月までの期間について、保険料を納付した事実は確認することができない。

申立期間②について、申立人には、納付に係る明確な記憶がない上、ほかに国民年金保険料を過年度納付及び特例納付をしたことをうかがわせる事情も見当たらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。